

星薬科大学過半数代表者選挙における選挙権・被選挙権について

- 「役員」の定義～星薬科大学過半数代表者選挙細則(以下「細則」という。)第2条「選挙権」・同第3条「被選挙権」関連～

※ 「役員」に該当すれば、選挙権も被選挙権も有しない。

「役員」とは、以下の職にある者を指す。
理事長、副理事長、学長、その他の「理事」ならびに「監事」の職にある者

- 「被選挙権」のない「管理監督者」～細則第4条関連～

※ 「管理監督者」に該当すれば、選挙権はあるが、被選挙権はない。

「監督もしくは管理の地位にある者」（管理監督者）
(労働基準法第41条第2号および労働基準法施行規則第6条の2第1項第2号)

「評議員」	(教員系) 「教務部長」 「学生支援部長」 「薬学科長」 「創薬科学科長」 「教養科長」 「図書館長」	(事務系) 「事務局長」 「部長」 「次長」 「室長」
-------	---	---

- 過半数代表者選挙の有権者となる非常勤講師・臨時職員等

本学において、給与を得ているすべての方。
(なお、TA・RA・PDの方も含みます。)

(参考) 過半数代表者選挙に関する選挙権・被選挙権等について

労使関係		立候補 できるか?	選挙権 があるか?
使用者	理事長・副理事長・学長・その他の理事および監事	×	×
労働者	管理監督者	×	○
	管理監督者以外の労働者	○	○

※ 選挙権を有する者のうち翌事業年度の4月1日に在職しない者は、被選挙権を有しない。
(細則第4条参照)